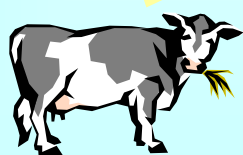


酪農飼料基盤拡大推進事業のポイント



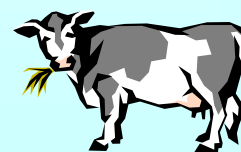
1. 基礎部分、加算部分に加え、新たに、面積拡大部分の取組みが加われました。

2. 加算部分の取組みに、新たに「自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施」が加われました。





21年4月1日版

このパンフレットは、随時、更新します。ご使用になるときは、最新版を確認してください。



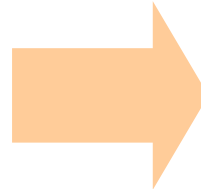
目次

☆ 酪農飼料基盤拡大推進事業の位置づけ	1
☆ 酪農飼料基盤拡大推進事業の概要	2
☆ 参加要件・取組の内容のポイント	3
☆ 必要な飼料作物作付面積を確保しましょう	4
☆ 1頭当たり面積に関する留意事項	5
☆ 農業環境規範を実践しましょう	6
☆ 不耕起栽培とスラリーの土中施用	7
☆ とうもろこし等の作付とスラリー等の土中施用	9
☆ 無化学肥料栽培の実施	11
☆ 無農薬栽培の実施	12
☆ 緩衝帯の設置	13
☆ 濃厚飼料給与量の低減	14
☆ 経産牛飼養頭数の削減	15
☆ 放牧の実施	16
☆ TMR給与の実施	17
 ☆ 自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施	18
 ☆ 飼料作物作付面積拡大の実施	19
☆ 取組に当たっての留意事項・1	20
☆ 取組に当たっての留意事項・2	21
☆ 取組に当たっての留意事項・3	22
☆ 参加の手続き等	23
☆ 酪農飼料基盤拡大推進事業の流れ	24
(参考1) ポジティブリスト制度とは?	25
(参考2) 化学肥料の種類	26
(参考3) 濃厚飼料の種類	27
問い合わせ先	28

酪農飼料基盤拡大推進事業の位置づけ

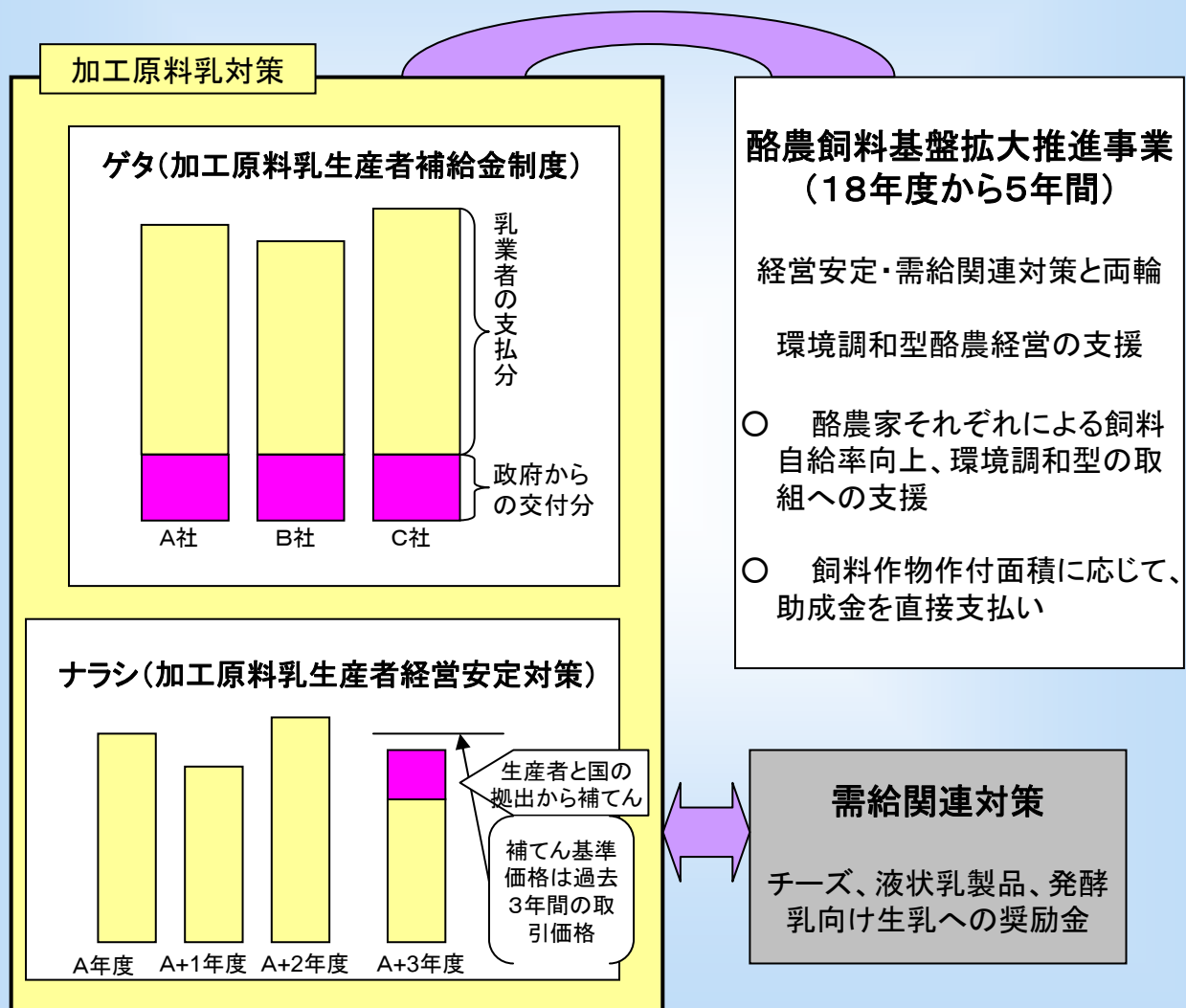
酪肉基本方針

- 酪農が有する機能・役割を踏まえ、
- 自給飼料基盤に立脚した経営の育成
 - 安全・安心の確保
 - 家畜排せつ物の適正な管理及び利用促進への的確な対応



「牛・草・土・人」のバランスが取れた発展が重要

本事業により、経営安定対策と両輪で、酪農経営の健全な発展を支援します



酪農飼料基盤拡大推進事業の概要

事業の仕組み

農畜産業振興機構の事業とし、財源として、機構の自主財源の他、一般財源から指定交付金として機構へ交付。

新たな指定交付金の確保により、一般財源充当の道を開いたもの

予算額

21年度所要額 64億円

事業内容

○ 次の要件を満たす酪農家に対し、飼料作物作付面積に応じて助成金を交付。

要件:

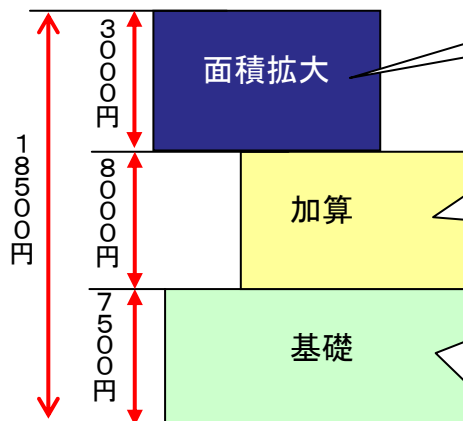
- ① 経産牛1頭当たり一定面積以上の飼料作物の作付けがあること
(北海道 40^{アール}/頭、都府県 10^{アール}/頭)
- ② 飼料自給率向上、環境負荷軽減に資する取り組みを行うこと

助成単価

- 取り組みの内容に応じ、3段階に設定。
- 基礎部分は7500円/ヘクタール、加算部分は8000円/ヘクタール、面積拡大部分は3000円/ヘクタールとし、最大18500円/ヘクタールの奨励金。

助成単価の構成

「基礎」に加え、飼料作物作付面積を前年度と比べ5%以上拡大



加算部分は、飼養管理方法まで影響するような取組に着目したもの。

「基礎」に加え、減頭、減濃厚飼料、放牧実施、TMRの給与、自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与

面積要件のほか、
 デントコーン等作付かつスラリー等土中施用
 不耕起栽培かつスラリー等土中施用
 無農薬栽培
 無化学肥料栽培
 緩衝地帯設置
 都道府県知事特認

基礎部分は、掛増し経費の発生、生産量の減少、環境に優しい農法に着目したもの。

面積要件以外は選択制

事業期間

5年間(18~22年度)

参加要件・取組の内容のポイント

1頭当たり作付面積＝当年度作付予定面積÷当年7月1日の経産牛頭数

面積は拡大努力を反映でき、頭数は削減努力を反映できる

農業環境規範の実践(チェックシートによる自己申告)

基礎部分(いずれか1つを選択)

とうもろこしの作付
+スラリー等の土中施用

- ①デントコーンとソルガムの経営内作付割合が、北海道で2割以上、都府県で4割以上あること
- ②スラリー、液肥を土中施用

不耕起栽培
+スラリー等の土中施用

- ①不耕起栽培面積は飼料作付面積の5割以上
ただし、牧草地の場合は面積の2割以上
- ②スラリー、液肥を土中施用

無化学肥料栽培

- ①原則として、化学肥料を使用しないこと
(土壌改良資材は可)
- ②ただし、草地整備等に伴いやむを得ず使用する場合は、飼料作付面積の2割まで可とする。

無農薬栽培

- ①原則として、農薬を使用しないこと
- ②ただし、草地整備等に伴いやむを得ず使用する場合は、飼料作付面積の2割まで可とする。

緩衝帯の設置

植樹、非刈り取り草地の設定等により河川等との間に緩衝帯(3m以上)を設ける。

その他都道府県知事が特別に認める取組の実施(農畜産業振興機構理事長承認が必要)

加算部分(基礎部分の実施に加え、1つを選択して実施できる)

濃厚飼料給与量の減少

- ① 経産牛1頭当たり濃厚飼料給与量を基準年より12%削減
- ② 削減の基準年は17年1月～12月

経産牛飼養頭数の削減

- ① 経産牛飼養頭数を基準時点より12%削減
- ② 削減の基準時点は17年7月1日

放牧の実施

経産牛1頭当たり年間90日以上の放牧を実施

TMR給与の実施

- ① 経産牛1頭当たり183日以上、TMRを主として給与
- ② 給与するTMRの粗飼料は、国産粗飼料(自給粗飼料を含む)が重量ベースで50%以上配合されたもの

NEW!

自動給餌機を利用した
国産粗飼料の給与の実施

- ① 経産牛1頭当たり183日以上、自動給餌機を利用した自給粗飼料の給与を、主として実施
- ② 自動給餌機により給与する飼料の粗飼料は、国産粗飼料(自給粗飼料を含む)が重量ベースで50%以上配合されたもの

NEW!

面積拡大部分(基礎部分の実施に加え、実施できる)

飼料作物作付面積を前年度と比べ5%以上拡大する取組を実施

必要な飼料作物作付面積を確保しましょう

酪農飼料基盤拡大推進事業では、参加農家が経産牛1頭当たり一定面積以上の飼料作物作付を確保することを要件としています。

現在、飼料作物を作付している農地でも、いわゆる「ヤミ小作」では要件をクリアする場合に必要な面積にカウントされません。

農業委員会に相談して、所有権や利用権を設定しましょう。

経産牛1頭当たり飼料作物作付面積の求め方

飼料作物作付地
(当年度に作付けすることが確実に見込まれること)

- 飼料作物作付のある自己所有地
- 飼料作物作付のある借地
(農地の場合、農地法第3条の許可、または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等が行われていること)

農協等が作付けの状況を現地確認します

10^{アール}未満は切り捨て
39.9^{アール}→×

北海道に
あっては
40^{アール}以上

都府県に
あっては
10^{アール}以上

経産牛飼養頭数

「牛個体識別台帳」に記載されている事業参加年度の7月1日現在における27ヶ月令以上の乳牛の雌牛

≥

10^{アール}未満は切り捨て
9.9^{アール}→×



- 「飼料作物作付地」は、飼料作物(ホールクロップサイレージ用稲を含む)又は牧草を事業実施年度に1作以上作付けしている農地等。

1頭あたり面積に関する留意事項



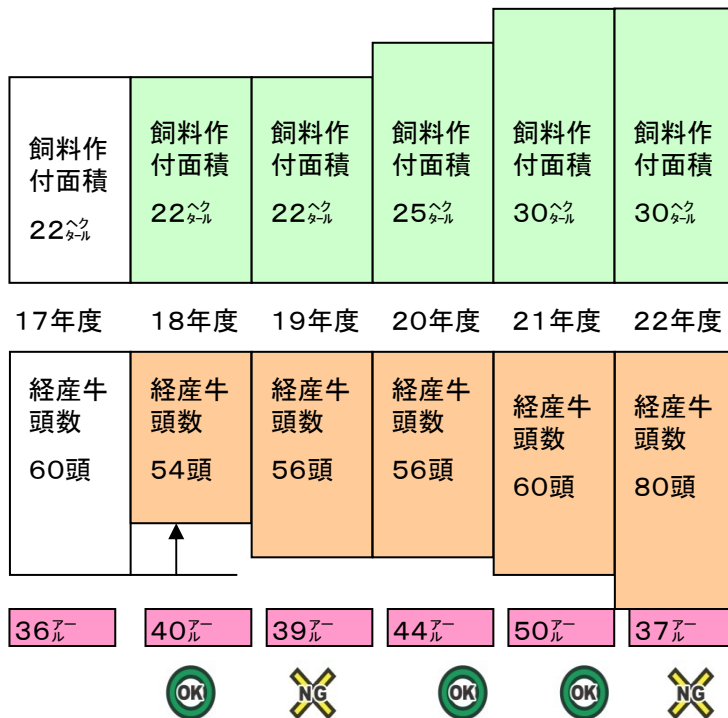
5年間続けて、交付を受けるためには、毎年度、必要な面積を確保する必要があります。

3年、5年など、期限を定めて借地をしている場合、期間中の失効に注意しましょう。また、毎年度の経産牛飼養頭数の異動にも注意しましょう。

いずれのケースも、面積は北海道の場合

ケース1

17年度は、面積要件を満たしていないが、今後、駄牛を淘汰する、又は飼料作付面積を増やす予定。この場合、助成対象となるケースもある。

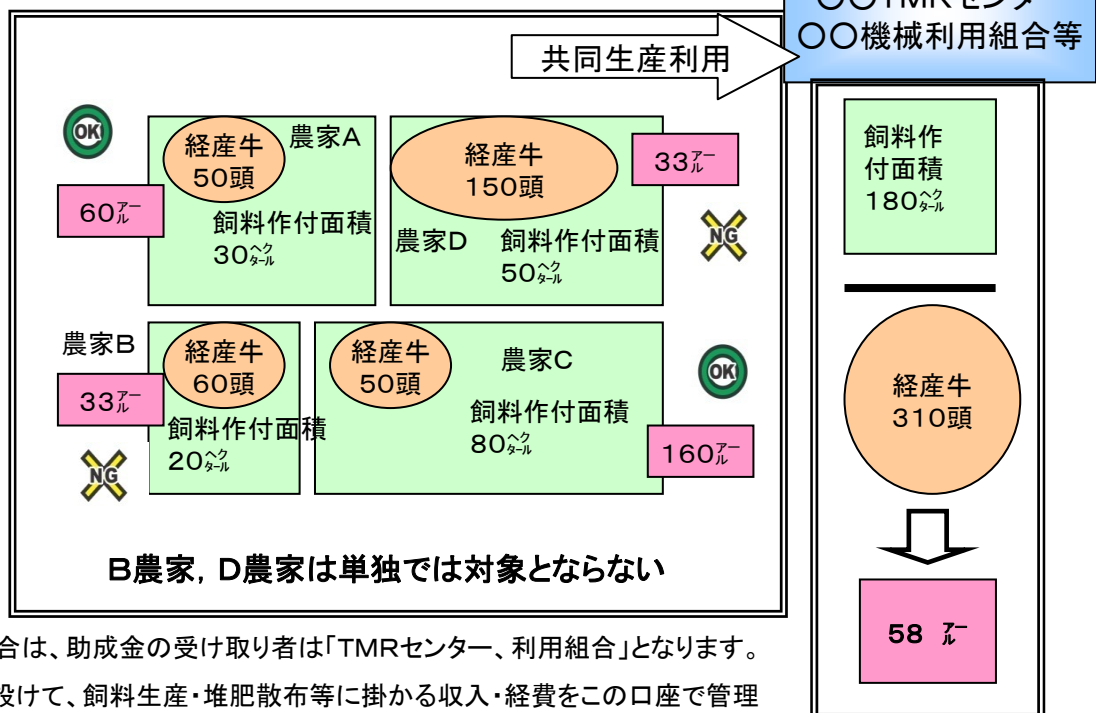


1頭あたり面積

基礎・加算の取組は共同で一つの取組を行っても農家個々が別の取組を行ってもかまわない

ケース2

複数の農家が、TMRセンター、機械利用組合などにより、一体となって飼料生産、堆肥還元等を実施している場合は参加農家全体の面積、頭数でカウントできる。(規約を定め、飼料生産等についての経理の一元化を行っていること)



注1:ただし、この場合は、助成金の受け取り者は「TMRセンター、利用組合」となります。

注2:組織の口座を設けて、飼料生産・堆肥散布等に掛かる収入・経費をこの口座で管理する必要があります。

農業環境規範を実践しましょう

「農業環境規範」は環境と調和した農業生産活動を行っていく上でのポイントを整理したものです。酪農経営の場合、「家畜の飼養・生産編」と「作物編」の両方の点検シートをチェックする必要があります。

「酪農飼料基盤拡大推進事業」では、この点検の取組チェック欄をクリアすることが参加要件となりますので、忘れずに、取り組んでください。

家畜排せつ物法の指導等を受けている、または環境関連法令の罰則を受けたことのある酪農経営は事業に参加できません。

家畜の飼養・生産 チェックシート	作物の生産 チェックシート
1. 家畜排せつ物法の遵守 <input type="radio"/>	1. 土づくりの励行 <input type="radio"/>
2. 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 <input type="radio"/>	2. 適切で効果的・効率的な施肥 <input type="radio"/>
3. 家畜排せつ物の利活用の推進 <input type="radio"/>	3. 効果的・効率的で適正な防除 <input type="radio"/>
4. 環境関連法令への適切な対応 <input type="radio"/>	4. 廃棄物の適正な処理 <input type="radio"/>
5. エネルギーの節減 <input type="radio"/>	5. エネルギーの節減 <input type="radio"/>
6. 新たな知見・情報の収集 <input type="radio"/>	6. 新たな知見・情報の収集 <input type="radio"/>
	7. 生産情報の保存 <input type="radio"/>



キーワード
KEYWORD

「環境関連法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、悪臭防止法。



ポイント
POINT

- 「農業環境規範」は17年度以降、適宜、補助事業等の要件とするなど関連づけをすることとしています。
- 18年度からは、本事業の他、水田農業構造改革対策（産地づくり対策、耕畜連携推進対策等）、大豆経営安定対策等で、関連づけされています。

不耕起栽培とスラリーの土中施用



スラリーや液肥を散布すると、近所から悪臭に対する苦情が来たり、雨で流れて、周囲の農地や河川を汚すという不安がある。



取組の内容(基礎部分)

不耕起栽培の実施

+

スラリー、液肥の土中施用

全面的な耕起を続けると、堆肥やスラリーの還元には便利ですが、一方で、土やスラリーが流出しやすくなります。悪臭防止に効果のあるスラリー、液肥の土中施用と不耕起栽培との組み合わせより、飼料の生産性の維持と、環境に優しい還元を実施する取組です。

具体的な要件

- ① 不耕起栽培を行う面積は飼料作物作付面積の5割以上であること。
- ② ただし、牧草の場合は、飼料作物作付面積の2割以上であること。
- ③ スラリー、液肥の土中施用は、①あるいは②の面積と同面積で行うこと。

「土中施用」は、スラリーインジェクター等の専用機械を用いる必要はないが、「土表に切れ込みを入れ、スラリー・液肥が当該切れ込みに流れ込みやすい散布を行い、鎮圧等により切れ込みにすり込む」ようにすること。



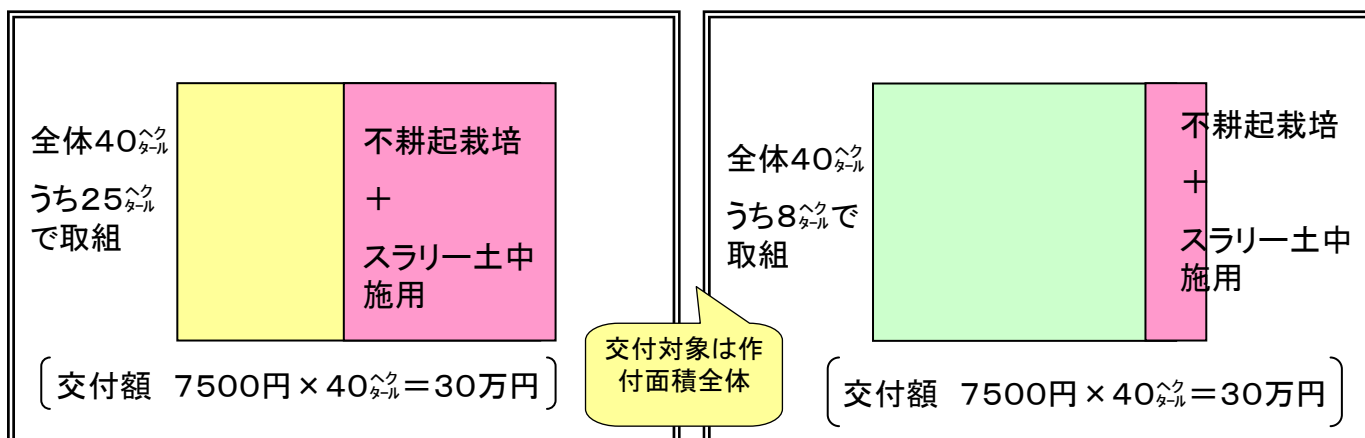
「不耕起栽培」は、農地を耕起せず、表面を、攪拌したり、切れ込みを入れたのち、播種、施肥等を行う栽培方法。

留意事項

1. 基本的な取組パターンと交付対象面積との関係

① 1年生作物だけの場合は、飼料作付面積の5割以上で取組を実施

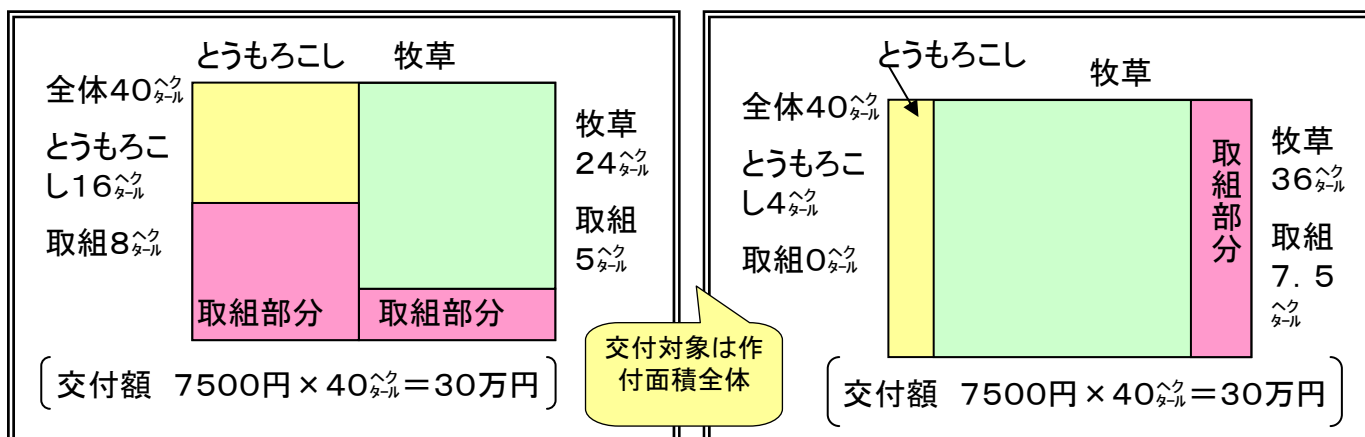
② 永年性牧草の場合は、飼料作付面積の2割以上で実施



2. 1年生作物と永年性牧草とを栽培している場合

① とうもろこしと牧草両方で行う場合は、それぞれの要件を満たすこと。

② とうもろこしと牧草のいずれかで行う場合は、実施する作物の種類が飼料作物面積の8割以上であること



3. スラリー、液肥の土中施用方法

土表面に切り込みを入れる

スラリー等を切り込みの中に散布

〔 スラリーインジェクター等 〕

土表面に切り込みを入れる

スラリー等を切り込み付近に散布

スラリーの鎮圧等

〔 組み合わせ作業 〕

とうもろこし等の作付とスラリー等の土中施用

スラリーや液肥を散布すると、近所から悪臭に対する苦情が来たり、雨で流れて、周囲の農地や河川を汚すという不安がある。



取組の内容(基礎部分)

デントコーン、ソルガムの作付

+

スラリー、液肥の土中施用

悪臭防止に効果のあるスラリー、液肥の土中施用と肥効の高い高収量作物である、デントコーン、ソルガム作付の組み合わせにより、飼料の生産性の向上と、環境に優しい還元を実施する取組です。

具体的な要件

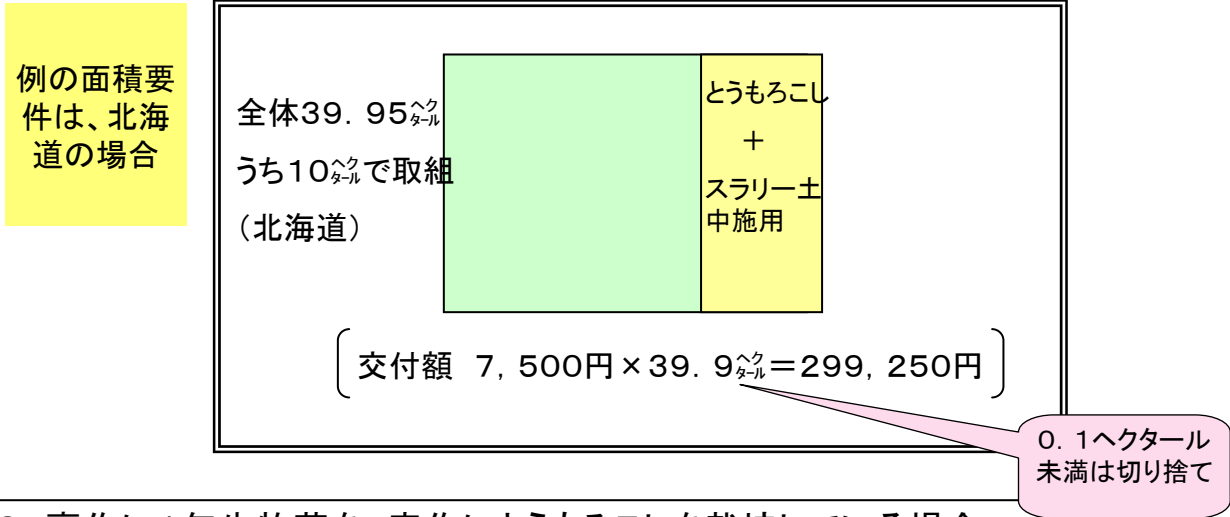
- ① 飼料作物作付面積の4割以上(北海道は2割以上)で、デントコーン、ソルガムを作付けしていること。
- ② スラリー、液肥の土中施用は、①の面積と同面積であること

「土中施用」は、スラリーインジェクター等の専用機械を用いる必要はないが、「土表に切り込みを入れ、スラリー・液肥が当該切れ込みに流れ込みやすい散布を行い、鎮圧等により切れ込みにすり込む」ようにすること。

留意事項

1. 基本的な取組パターンと交付対象面積との関係

① とうもろこし等の作付割合は北海道2割(都府県4割)以上あること

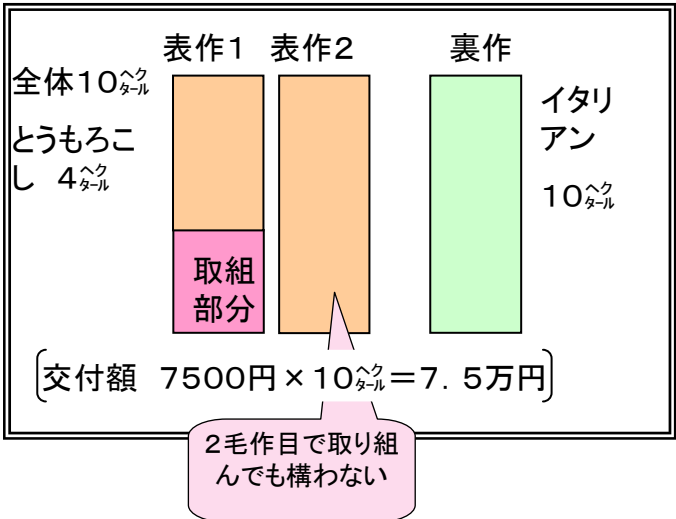
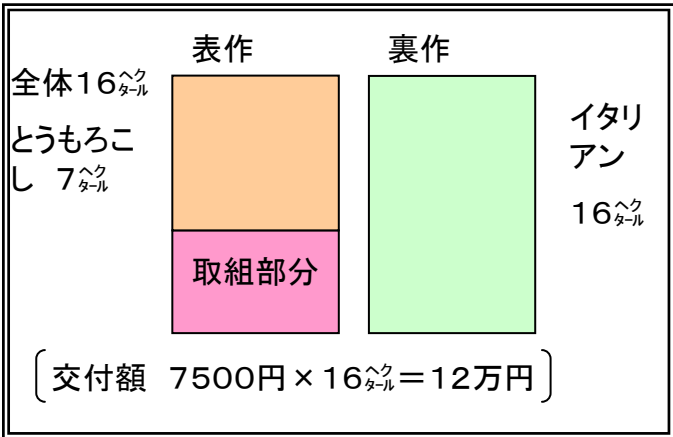


2. 裏作に1年生牧草を、表作にとうもろこしを栽培している場合

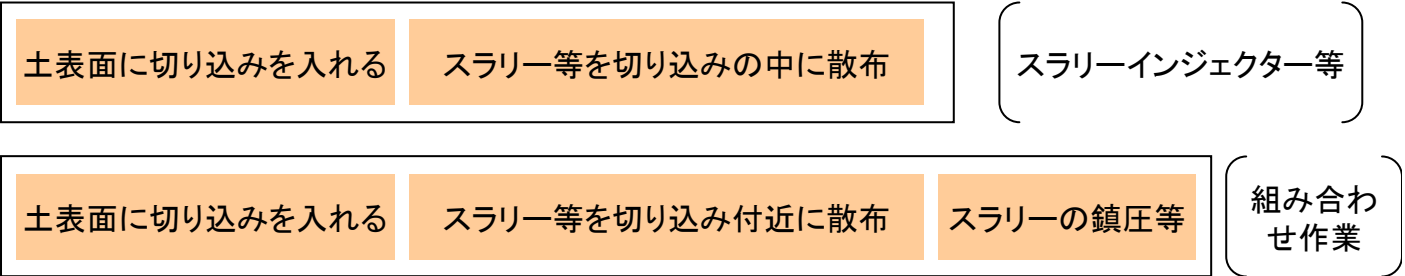
例の面積要件は、都府県の場合

① 本事業の面積要件、助成金交付対象面積は「実面積」なので、表作の「とうもろこし」にのみ着目してカウントする。

② とうもろこしを二毛作栽培している場合は、栽培実面積でカウントするが、取組は1毛作目、2毛作目どちらかでよい。



3. スラリー、液肥の土中施用方法



無化学肥料栽培の実施



家畜ふん尿の堆肥やスラリーを全量、自分の畑に還元している。
最近では、窒素過多の心配がある。



取組の内容(基礎部分)

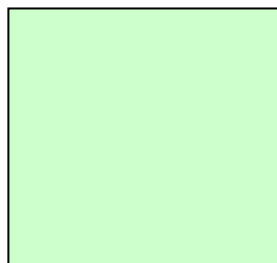
無化学肥料栽培の実施

土壌分析、堆肥等の成分分析を行い、必要以上に施肥量が多い場合、化学肥料を用いなくても収量があまり低下しない場合等に、無化学肥料栽培を行う。

具体的な要件

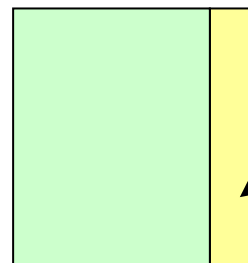
- ① 飼料作物作付面積全てで、化学肥料を用いないこと。
- ② ただし、飼料基盤整備事業等の実施に伴いやむを得ず化学肥料を用いる場合や普及センター等の助言により不足する成分を施用せざるを得ない場合は、①の面積の2割以内とすること。

全体40^{ヘクタール}
うち40^{ヘクタール}
で取組



〔 交付額 7500円 × 40^{ヘクタール} = 30万円 〕

全体40^{ヘクタール}
うち6^{ヘクタール}
で
草地整備



草地整備
等で施肥
せざるを得
ない

〔 交付額 7500円 × 40^{ヘクタール} = 30万円 〕

交付対象
は作付面
積全体



「化学肥料」は化学的に合成された肥料であり、炭酸カルシウム肥料、熔せい燐肥などの天然物質に由来する肥料、土壌改良資材、微量要素等は含まない。

26頁の
「化学肥
料の種
類」を参
照のこと

無農薬栽培の実施



18年から始まった「ポジティブリスト制度」に対応するため、飼料作物への農薬利用を止めて、乳業メーカーや消費者が安心して消費できるようにしたい。



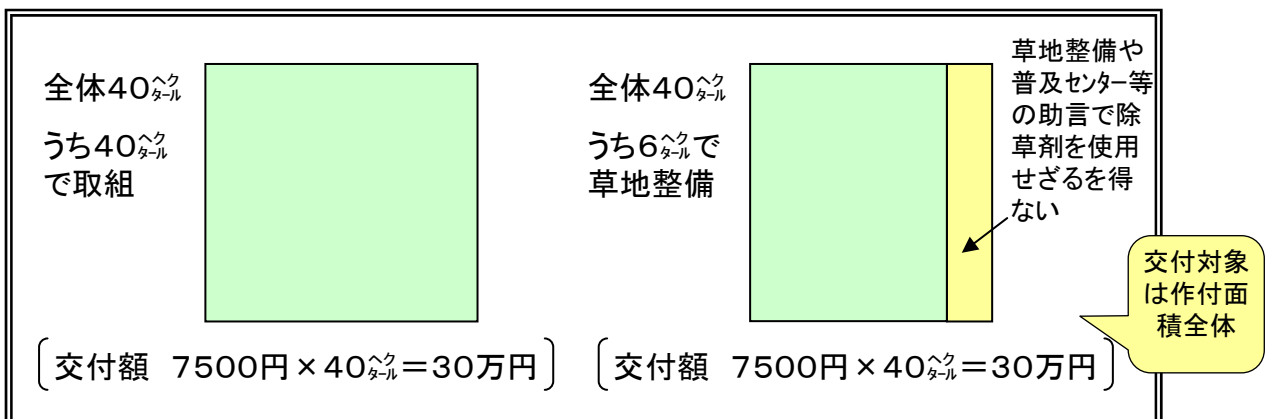
取組の内容(基礎部分)

無農薬栽培の実施

自己が作付けする飼料作物について、農薬を散布しない。

具体的な要件

- ① 飼料作物作付面積全てで、農薬を用いないこと。
- ② ただし、飼料基盤整備事業等の実施に伴いやむを得ず農薬を用いる場合や普及センター等の助言により施用せざるを得ない場合は、①の面積の2割以内とすること。



「農薬」は化学的に合成された殺虫剤、殺菌剤、除草剤などである。

緩衝帯の設置



河川や水路が牧場内あるいは境界にあり、漁協などから、ふん尿等が混じった水が流れ込んでいるとの指摘を受けている。



取組の内容(基礎部分)

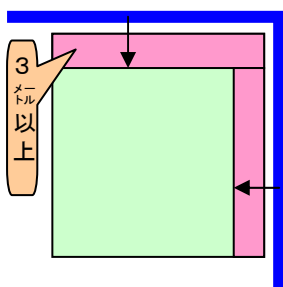
緩衝帯の設置

牧場内や境界を流れる水路、河川などに沿って、植林をしたり、牧草の収穫や堆肥の散布を行わない「緩衝帯」を設ける。

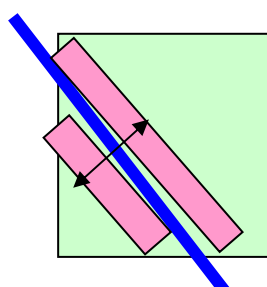
具体的な要件

- ① 牧場の境界線の2辺に川などが存在するか、牧場内を川などが横切っている場合に、それらに沿って、3メートル以上の緩衝帯を設けること。
- ② 緩衝帯は、植樹、牧柵の設置等により収穫作業や放牧等を物理的に不可能なものとするか、意識的に「非作業帯」を設けることで対応する。
- ③ 緩衝帯の設置をするために複数年度を要する場合は、全体計画を提示すれば、毎年度、助成金交付の対象とすることができる。

A: 2辺に緩衝帯設置



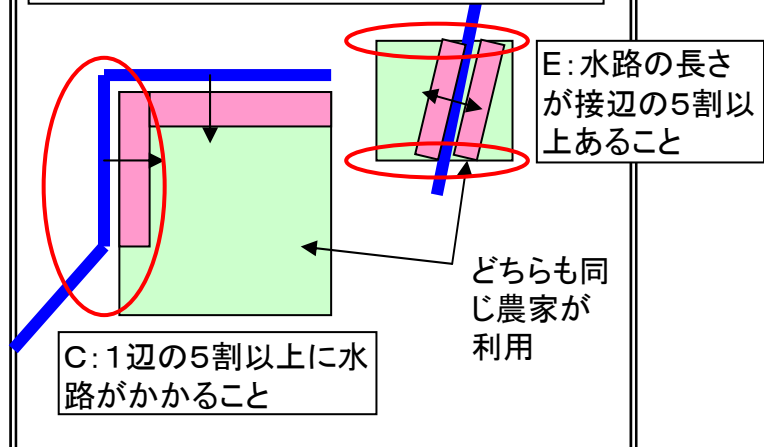
B: 横切る水路に緩衝帯設置



〔 交付額 $7500円 \times 40\% = 30万円$ 〕

交付対象は作付面積全体(非作業帯の場合、緩衝地帯を含む面積)

D: 1農家が利用する草草が離れている場合、団地ごとに要件を満たす必要



濃厚飼料給与量の低減



濃厚飼料への依存が増したせいか、牛の事故が多く、ふんもドロドロの状態。また、飼料の値上がりが経営を圧迫するようになってきた。



取組の内容(加算部分)

1頭当たり濃厚飼料給与量の削減

自給飼料の活用、牛の能力に見合った飼料給与量の見直し等により濃厚飼料給与量を削減する。

具体的な要件

- ① 基礎部分の取組を実施していること。
- ② 17年の1頭当たり濃厚飼料給与量と比べて、年間1頭当たり濃厚飼料給与量を12%以上削減する。
- ③ 牛群検定により1頭当たり濃厚飼料給与量が把握できる場合は、そのデータを用いる。当該データがない場合は、経産牛頭数は、17年7月1日及び取組年の7月1日の確認頭数を用い、濃厚飼料給与量は17年1月～12月及び当該年1月～12月の給与量を用いて計算する。

19年度以降も、減少の基準となる濃厚飼料給与量は、17年1月～12月の給与量です。

27頁の「濃厚飼料の種類」を参照のこと



「濃厚飼料」は、配合飼料、穀類、豆類、かす類などである。

経産牛飼養頭数の削減

飼料作物面積に比べ、飼養規模が大きく、家畜ふん尿の経営内処理が困難となっている。



取組の内容(加算部分)

経産牛頭数の削減

飼料作物作付面積、ふん尿処理施設の容量、労働力等に見合った適正な経産牛頭数とするため、駄牛の淘汰などを行う。

具体的な要件

- ① 基礎部分の取組を実施していること。
- ② 17年7月1日現在の経産牛頭数と比べ、18年10月1日(19年度以降は7月1日)までに12%以上の経産牛頭数を削減していること。
- ③ 18年度以降の取組も、交付の対象となる取組は、17年7月1日現在の経産牛頭数より12%下回っていることとする。

20頁の「取組に当たっての留意事項」を参照のこと

気をつけよう

面積要件に用いる経産牛頭数は毎年度の経産牛頭数。「減頭」は当該年の経産牛頭数と17年7月(前年ではない!)とを比べて▲12%以上であること、です。

基礎を「無農業栽培」、加算を「減頭」で対応した場合

飼料作物付面積	飼料作物付面積	飼料作物付面積	飼料作物付面積	飼料作物付面積	飼料作物付面積
22ヘクタール	22ヘクタール	20ヘクタール	25ヘクタール	30ヘクタール	30ヘクタール
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経産牛頭数 60頭	経産牛頭数 50頭	経産牛頭数 52頭	経産牛頭数 56頭	経産牛頭数 66頭	経産牛頭数 58頭
	▲12%				▲12%
36ヘクタール	44ヘクタール	38ヘクタール	44ヘクタール	45ヘクタール	51ヘクタール
基礎	OK	NG	OK	OK	OK
加算	OK	NG	NG	NG	NG

(注)経産牛頭数が60頭の場合、削減必要頭数は60頭×12%=7.2頭となるが、この場合は8頭以上の削減が必要となる。

面積要件がクリアできないので加算の要件はクリアしてもダメ

前年から12%以上減頭しても、この場合加算の要件はクリアできない。

放牧の実施



舎飼いを続けてきたせいか、牛の事故が多く、作業もしんどくなってきた。放牧を行うことで、人も牛も楽な経営としたい。



取組の内容(加算部分)

経産牛の放牧の実施

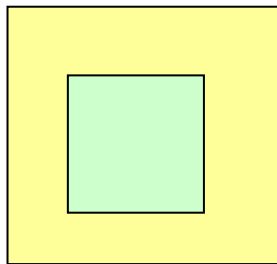
経産牛を放牧することにより、労働時間の短縮、牛の健康増進、家畜ふん尿処理量の低減化を図る。

具体的な要件

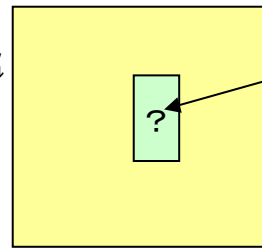
- ① 基礎部分の取組を実施していること。
- ② 経産牛1頭当たり90日以上 of 放牧を実施する。
(育成牛は含めない)
- ③ 放牧は事業で規定する飼料作物作付地で実施し、放牧地の生産性の維持・向上に努めること。

1日のうち、時間放牧、昼間放牧、夜間放牧等が行われていれば1日とカウントする。

全体40^{ヘクタール}
うち放牧地は牛舎
周辺の20^{ヘクタール}



全体40^{ヘクタール}
うち3^{ヘクタール}で
放牧?



運動場代わりの「放牧地」に過ぎないと認められる場合は交付しない。

〔交付額 15500円 × 40^{ヘクタール} = 62万円〕

〔基礎部分のみ、7500円 × 40^{ヘクタール} = 35万円〕

基礎の取組を行っていることが前提



「経産牛頭数」は旧土地利用型酪農事業と同様、27ヶ月令以上の牛(個体識別データに基づくもの)

自給粗飼料を利用した

TMR給与の実施

一生懸命作った粗飼料なので、効率よく給与して生産性も上げたい。



取組の内容(加算部分)

自給粗飼料を配合したTMRを経産牛に給与

TMRを給与することで、選択採食(選び食い)を防止し国産粗飼料の効率的な利用、飼料効率の向上を図る。

具体的な要件

- ① 基礎部分の取組を実施していること。
- ② 経産牛1頭当たり、6ヶ月(183日)以上、TMRを主として給与する。(育成牛は含めない)
- ③ 給与するTMRの粗飼料は、国産粗飼料が50%以上(重量ベース)配合されたものとする。
- ④ 給与するTMRは、飼料設計に基づき、飼料混合機等で均一に混合されたものとする。
- ⑤ 経産牛頭数は、取組年の7月1日の確認頭数を用いる。

TMR以外の飼料を補助的に給与する場合は、給与量等を記帳

国産粗飼料は、TMRセンターやコントラクター等の作業委託で生産した粗飼料とする。

購入したTMRを給与している場合 (TMRセンター利用等)

自給粗飼料等を配合していることを証明する書類を用意しましょう。

- ・国産粗飼料の配合率・重量を明記したメニュー表
- ・TMR購入元(TMRセンター・飼料会社等)へ自給粗飼料を販売・提供した伝票

自家配合TMRを給与している場合

手混ぜやローダー等を使った攪拌は不可



コンクリートフィーダー等の飼料混合機を用いて、均一に混合したTMR(自給粗飼料含む)が事業対象。粗飼料保管場所も確認します。



粗飼料とは、牧草、乾草、青刈とうもろこしサイレージ、稲のホールクロップサイレージ等

自給粗飼料を利用した

自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施



一生懸命作った粗飼料なので、効率よく給与して生産性も上げたい。



取組の内容(加算部分)

自動給餌機を利用した国産粗飼料(自給粗飼料を含む)の給与の実施

自動給餌機を利用して飼料を給与することで、飼料の無駄を減らし、国産粗飼料の効率的な利用、飼料効率の向上を図る。
国産粗飼料を有効に活用するため、自動給餌機を利用した国産粗飼料(自給粗飼料を含む)の給与を実施する。

具体的な要件

- ① 基礎部分の取組を実施していること。
- ② 経産牛1頭当たり、6ヶ月(183日)以上、自動給餌機を利用して、④の粗飼料を主とした飼料給与を実施すること。
(育成牛は含めない)
- ③ 自動給餌機は、国産粗飼料を50%以上配合した粗飼料を給与できる自動給餌機とする。
- ④ 給与する粗飼料は、自給粗飼料を主とした国産粗飼料が50%以上(重量ベース)配合されたものとする。
- ⑤ 経産牛頭数は、取組年の7月1日の確認頭数を用いる。

自動給餌機による給与飼料以外の飼料を補助的に給与する場合は、給与量等を記帳

自給粗飼料には、コントラクター等の作業委託で生産した粗飼料も含む



粗飼料とは、牧草、乾草、青刈とうもろこしサイレージ、稲のホールクロップサイレージ等

飼料作物作付面積拡大の実施



経営安定のためにも、自給飼料の給与・生産を増やし、購入飼料を減らしたい。
飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実践したい。



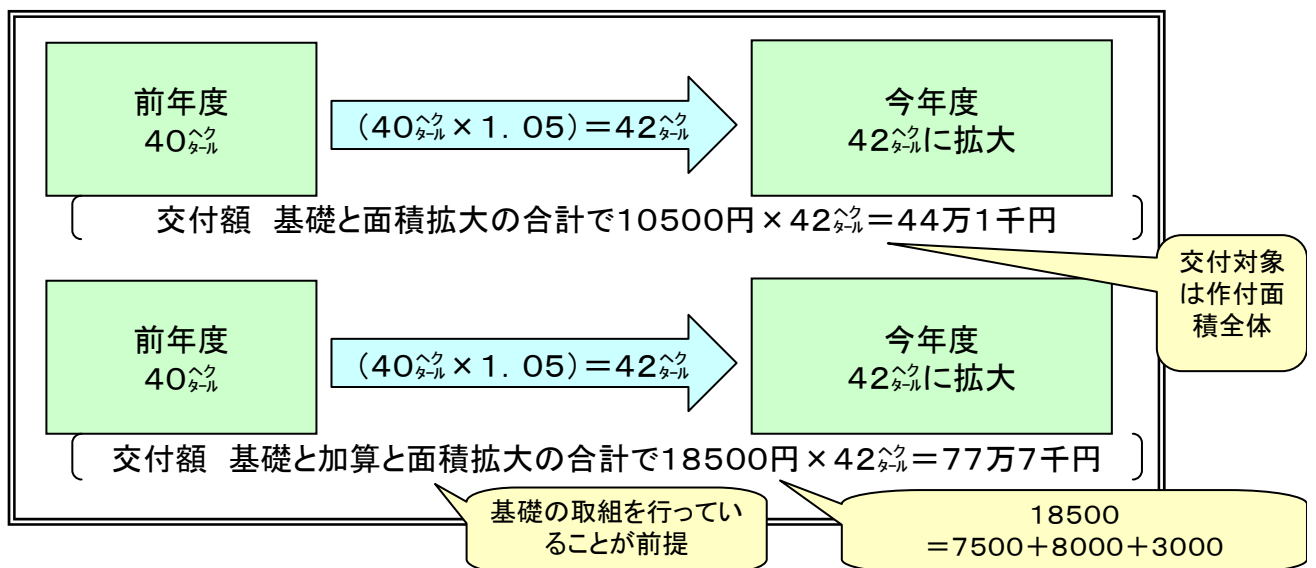
取組の内容(面積拡大部分)

飼料作物作付面積を前年度と比べ5%以上拡大する。

自給飼料の生産量を増加させるとともに、環境調和型の酪農経営を実践するため、飼料作物作付面積を拡大する。

具体的な要件

- ① 前年度も酪農飼料基盤拡大推進事業に参加していること。
- ② 基礎部分の取組を実施していること。
- ③ 飼料作物作付面積を前年度と比べ5%以上拡大していること。



粗飼料とは、牧草、乾草、青刈とうもろこしサイレージ、
稲のホールクロップサイレージ等

取組に当たっての留意事項・1

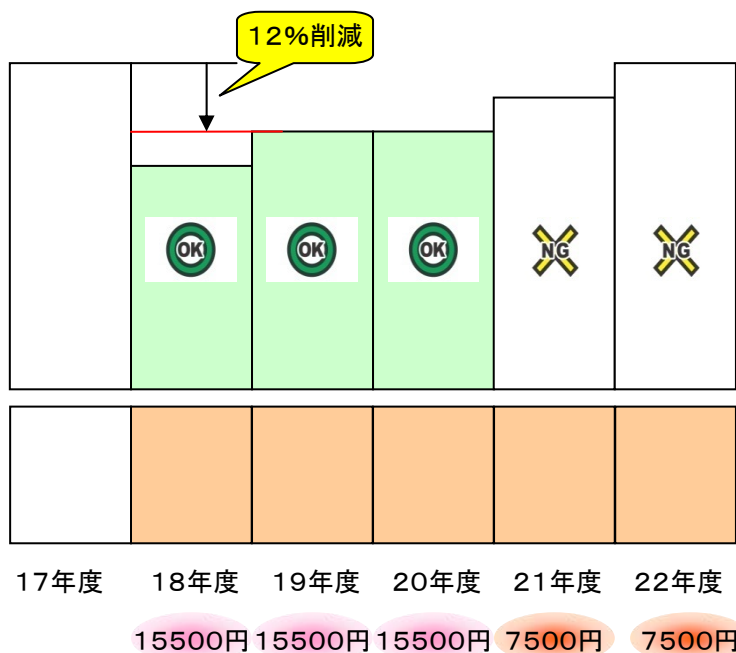


5年間続けて、交付を受けるためには、毎年度取り組む必要があります。

基礎部分は18年度以降に選択した取組をすることで、毎年度、交付されます。
 加算部分は、「経産牛頭数の削減」と「飼料給与量の低減」は、17年を基準に毎年度の取組を比較します。

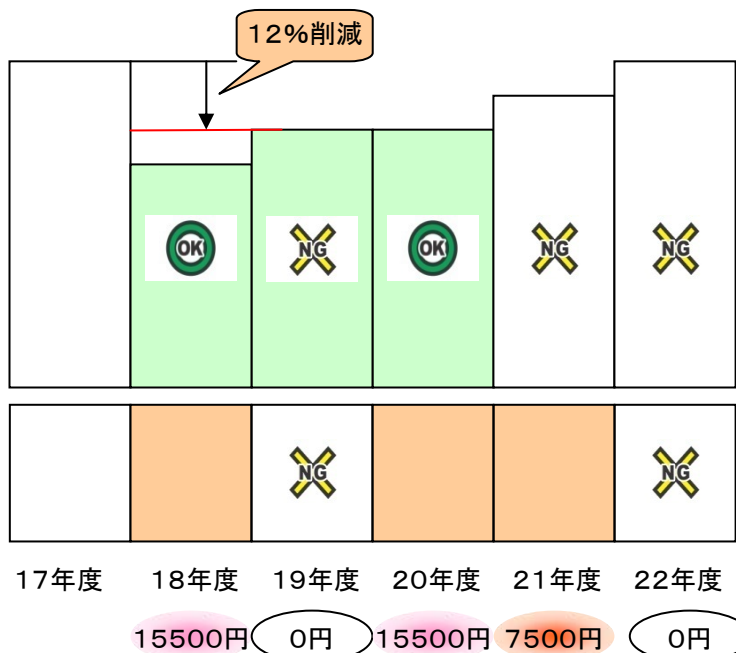
ケース1

加算部分を「減頭」「濃厚飼料減」で対応する場合は、期間中に17年と比べた削減幅が12%を下回った場合、その年度は交付されません。
 ただし、基礎部分は、取組を続けていれば交付されます。



ケース2

加算部分を受け取る資格があっても、基礎部分の取組をしない場合は、基礎、加算とも交付されません。



取組に当たっての留意事項・2



取り組む内容が、期間途中で変更になっても、交付されます。

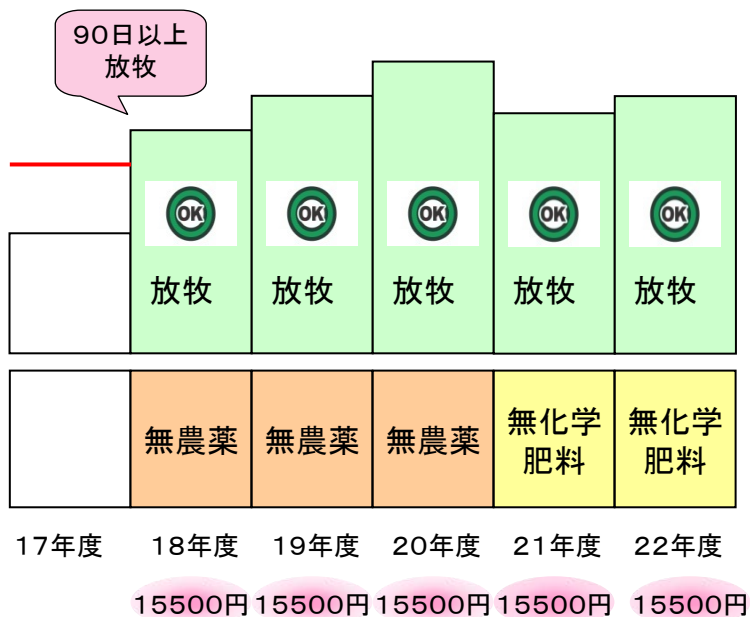
基礎、加算部分とも18年度以降に選択した取組をすることで、毎年度、交付されます。(20年度からの参加も可能です)

取組内容を変更する場合は、年度毎の事業参加申請の際に「環境調和型酪農実践計画書」の内容を変更して提出する必要があります。

ケース1 (基礎部分を変更)

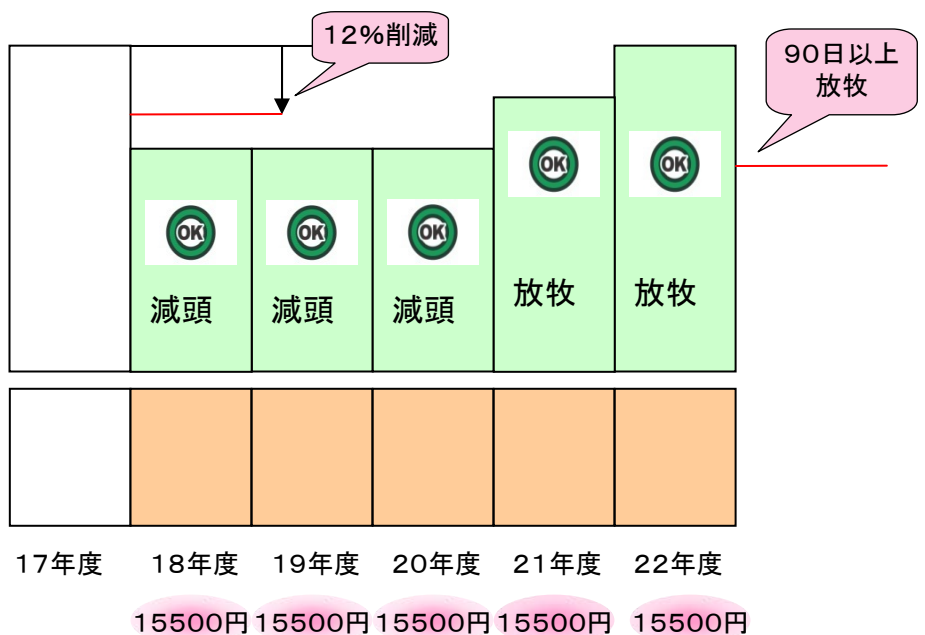
加算部分を放牧で対応。毎年度90日以上放牧すれば、加算部分は交付される。

取組内容が変更になっても構わない。
但し、年度内の変更は認められない。
(ケース2も同様)



ケース2 (加算部分を変更)

加算部分を当初は「減頭」で対応。4年目から、「放牧」で対応



取組に当たっての留意事項・3



取り組みの内容を記録しておく必要があります。

事業参加農家は、農協等が行う現地確認時に、取り組みの内容を記録した下記の書類等を現地確認者に提示し、取組を実践していることを証明する必要があります。

とうもろこしの作付 +スラリー等の土中施用	<ul style="list-style-type: none"> ①デントコーン・ソルガムの作付面積 <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳等、作業日誌、写真等 ②スラリー等の施用面積・時期・方法 <ul style="list-style-type: none"> ・生乳生産管理チェックシート、作業日誌、写真等
不耕起栽培 +スラリー等の土中施用	<ul style="list-style-type: none"> ①牧草・デントコーン等の作付面積及び不耕起栽培面積 <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳等、作業日誌、写真 ②スラリー等の施用面積・時期・方法 <ul style="list-style-type: none"> ・生乳生産管理チェックシート、作業日誌、写真等
無化学肥料栽培	<ul style="list-style-type: none"> ①飼料作物作付面積及びやむを得ず化学肥料を使用した場合の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳等、生乳生産管理チェックシート、肥料購入伝票、作業日誌、写真等 ②普及センター等の助言の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・助言文書等の写し
無農薬栽培	<ul style="list-style-type: none"> ①飼料作物作付面積及びやむを得ず農薬を使用した場合の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳等、生乳生産管理チェックシート、農薬購入伝票、作業日誌、写真等 ②普及センター等の助言の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・助言文書等の写し
緩衝帯の設置	<ul style="list-style-type: none"> ①飼料作付地、河川等の長さ <ul style="list-style-type: none"> ・地積図等の図面 ②設置した緩衝帯の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯設置計画書、作業日誌、購入伝票、写真等
その他都道府県知事が特別に認める取組の実施	取組に応じた、上記書類等
濃厚飼料給与量の減少	<ul style="list-style-type: none"> ①基準期間の濃厚飼料給与量 <ul style="list-style-type: none"> ・牛群検定成績、飼料購入伝票、作業日誌等 ②経産牛1頭あたり濃厚飼料給与量 <ul style="list-style-type: none"> ・牛群検定成績、生乳生産管理チェックシート、飼料購入伝票、作業日誌等
経産牛飼養頭数の削減	<ul style="list-style-type: none"> ①基準経産牛頭数及び取組年度の経産牛頭数 <ul style="list-style-type: none"> ・中酪から示される牛個体識別台帳の頭数
放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①経産牛放牧延べ日数 <ul style="list-style-type: none"> ・放牧日誌、作業日誌、写真等 ②7月1日経産牛頭数 <ul style="list-style-type: none"> ・中酪から示される牛個体識別台帳の頭数
TMR給与の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①TMRにおける粗飼料の総重量及び国産粗飼料の重量 <ul style="list-style-type: none"> ・TMRメニュー表(国産証明含む) ②経産牛TMR給与延べ日数 <ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌 ③7月1日経産牛頭数 <ul style="list-style-type: none"> ・中酪から示される牛個体識別台帳の頭数 ④自給粗飼料の配合 <ul style="list-style-type: none"> ・TMR購入元への粗飼料の販売・提供伝票(購入TMRの場合) ・飼料混合機・粗飼料保管庫の写真(自家配合TMRの場合)
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div>自動給餌機を利用した 国産粗飼料の給与の実施</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ①自動給餌機で給与する粗飼料の総重量及び国産粗飼料の重量 <ul style="list-style-type: none"> ・自動給餌機給与飼料のメニュー表(国産証明含む) ②経産牛への自動給餌機による給与延べ日数 <ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌 ③7月1日経産牛頭数 <ul style="list-style-type: none"> ・中酪から示される牛個体識別台帳の頭数 ④自給粗飼料の給与 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料販売業者からの粗飼料の販売・提供伝票(購入飼料の場合) ・粗飼料保管庫の写真(自家生産飼料の場合) ⑤自動給餌機の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・自動給餌機の写真
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div>面積拡大部分の取組み</div> </div>	(飼料作付面積を、事業参加申込書で確認する)

参加の手続き等

事業に参加するには、事業参加申込書と併せ、環境保全、飼料自給率の向上に資する取組内容を記述した「環境調和型酪農実践計画」を作成・提出する必要があります。

また、TMRセンターとして事業参加する場合は、個人毎ではなく、TMRセンターとしての参加手続きが必要です。

1. 事業参加の申し込み

農協に事業参加申込書など必要書類を提出する。

参加申し込みにあたっては、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの利用等に関する手続き」第4条第1項第1号の規定に基づく同意書の提出が必要です。

※ 必要書類

事業参加申込書

(表:飼料作物作付状況表。裏:同意書、環境調和型酪農実践計画書)

2. 取組みの実施

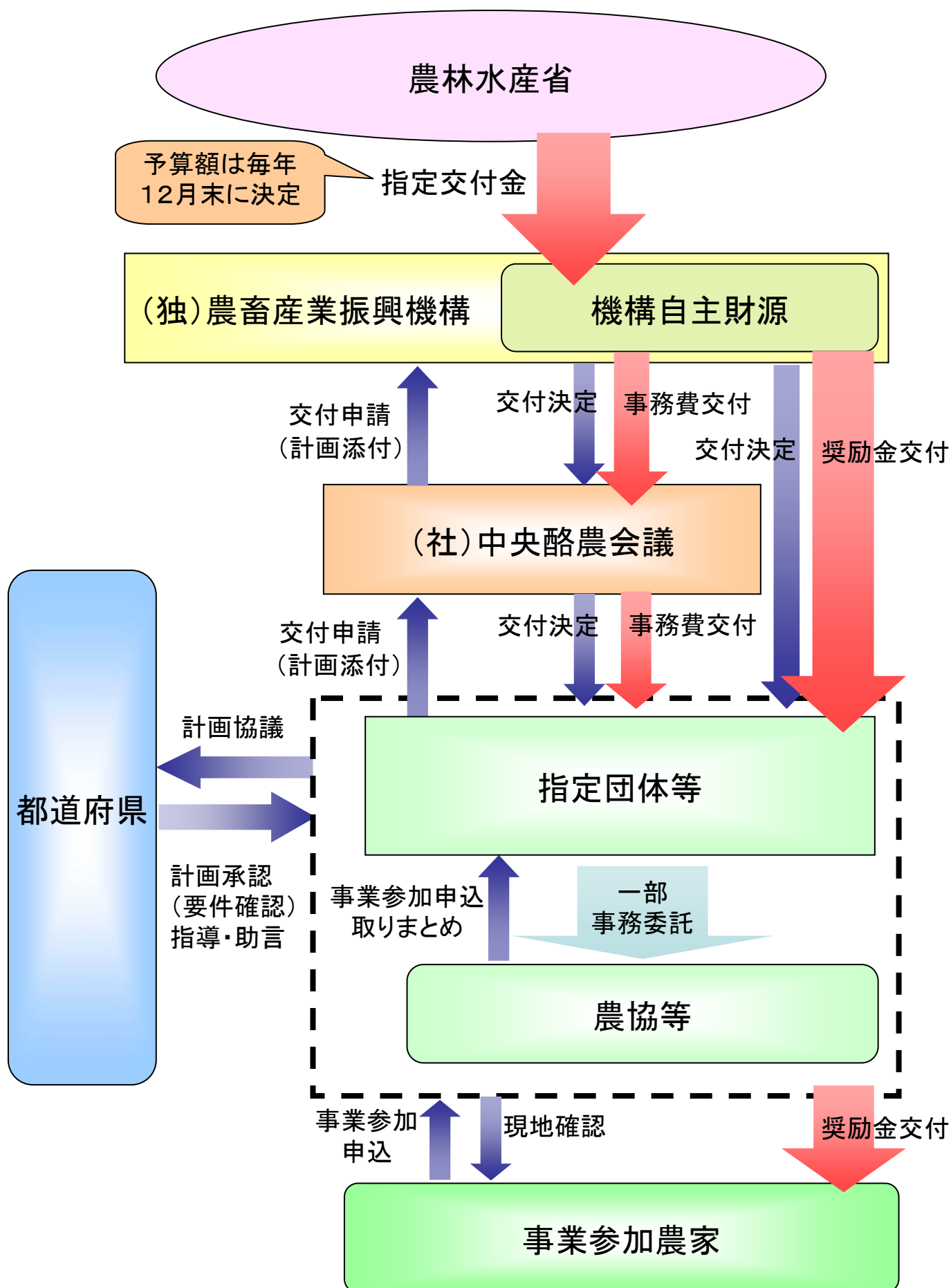
- ・環境調和型酪農実践計画に基づく取組みの実施
- ・農業環境規範の実践(チェックシートの提出)

一部、中央酪農会議が発行する「生乳生産管理チェックシート」を活用。

農協等による確認

飼料作付面積当たり奨励金を受給

酪農飼料基盤拡大推進事業の流れ

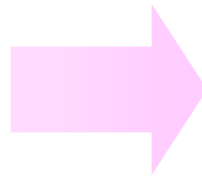


(参考1) ポジティブリスト制度とは？

食品の安全・安心に対する消費者の関心がたいへん高まっています。そのような中、食品衛生法の改正により、農薬等の残留に関する規制(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が2006年5月末より、施行されました。

以前(施行前)

- 残留基準がある農薬等
→ 基準を超えると販売禁止
- 残留基準がない農薬等
→ 残留していても規制なし



現在

- 残留基準又は暫定基準がある農薬等
→ 基準を超えると販売禁止
- 残留基準及び暫定基準がない農薬等(厚労大臣指定を除く)
→ 一律基準を超えると販売禁止



ポジティブリスト制度の対象

厚労大臣が指定する対象外(ビタミン等)	残留基準があるもの	新たに基準が定められるもの	新たに一律基準が適用されるもの(その他すべて)
	含まれてはならないもの(基準のない抗生物質等)	検出されてはならないもの	

対応

農薬・動物用医薬品・飼料添加物の使用方法を理解・遵守し、記帳により記録・保存する。

使用方法を守れば、基準値を超えることはない

自己点検し、消費者やユーザーへの説明を出来るように準備

中央酪農会議が作成する「生乳生産管理チェックシート」を活用しましょう。

(参考2) 化学肥料の種類

本事業における「化学肥料」とは、「化学的に合成された肥料」であり、「化成肥料」のほか、「窒素質肥料」、「リン酸質肥料」、「加里質肥料」などの「単味肥料」も該当します。

○ 「化成肥料」の種類

「高度化成肥料」……N、P、Kの3要素の合計率が30%以上のもの

「普通(低度)化成肥料」……N、P、Kの3要素の合計率が30%以下のもの

○ 単味肥料の例

「窒素質肥料」……硫酸アンモニウム、塩化アンモニウム、塩酸アンモニウム、尿素など

「リン酸質肥料」……過リン酸石灰など

「加里質肥料」……塩化カリウム、硫酸カリウムなど

(注) 上記以外の肥料であっても、化学的に合成された肥料であれば、本事業における「化学肥料」に該当しますが、「有機農産物の日本農林規格」別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材(※)は「化学肥料」には該当しません。

(※) 天然物質に由来する「炭酸カルシウム肥料」、「硫黄」、「微量元素」、「熔せいりん肥」、「塩化ナトリウム」など

「無化学肥料栽培」に取り組まれる方で、個別の肥料、土壤改良資材でご不明な点等があれば、(社)中央酪農会議までご相談ください。

(参考3) 濃厚飼料の種類

本事業における「濃厚飼料」は以下のものとします。

穀類(子実)……とうもろこし、大麦、グレインソルガム、ライ麦、小麦、屑米、えん麦

豆類……………大豆

ぬか類……………米ぬか、麦ぬか、ふすま

油かす類……………大豆油かす、菜種油かす、米ぬか油かす

製造かす類……………グルテンフィード、糖蜜、ビートパルプ、ホミニーフード、グルテンミール、ビールかす、焼酎かす、豆腐かす、でんぷんかす

動物質飼料……………脱脂粉乳、乾燥ホエイ

その他……………アルファルファミール、アルファルファペレット、アルファルファキューブ、海草

「濃厚飼料給与量の低減」に取り組まれる方で、個別の給与飼料でご不明な点等があれば、(社)中央酪農会議までご相談ください。

問い合わせ先

事業の目的・
仕組みなど

農林水産省生産局畜産部畜産企画課
畜産環境・経営安定対策室
03-3502-8111(代表)
(内線)4890

事業の内容など

(独)農畜産業振興機構
畜産振興部
03-3583-9705(直通)

事業参加の
手続きなど

(社)中央酪農会議
生産振興課
03-3245-7621(直通)

